

審理員候補者名簿(総務部)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

処分等の分類	審理員となるべき者
総務部総務課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部秘書広報室秘書課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部秘書広報室秘書課の副課長の職にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部秘書広報室秘書課儀典室が所掌する事務に係る処分等	1 総務部秘書広報室秘書課の副課長の職にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部秘書広報室広報広聴課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部秘書広報室広報広聴課の副課長の職にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部市町振興課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部市町振興課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部教育課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部教育課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部法務文書課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部法務文書課の県民情報官、副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部職員局人事課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部職員局人事課の副課長の職にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部職員局職員課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部職員局職員課の副課長又は班長の職にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部職員局管財課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部職員局管財課の副課長又は班長の職(行政職6級の職又はこれに相当する職を除く。)にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者
総務部元町プロジェクト室元町再開発課が所掌する事務に係る処分等	1 総務部元町プロジェクト室元町再開発課の副課長の職にある者 2 総務部総務課の副課長の職にある者